

渡邊 みゆき の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 渡邊 みゆき
 (2) 所在地 足立区 西竹の塚1-11-2-909

（施設の目的および運営方針）

第2条 渡邊 みゆき（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、2人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 2人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 0人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

伊良皆 京子 の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 伊良皆 京子
 (2) 所在地 足立区 伊興本町 2-2-43-201

（施設の目的および運営方針）

第2条 伊良皆 京子（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、2人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 1人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 1人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (1名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (0名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (0名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、伊良皆 京子に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

高橋 香の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 高橋 香
 (2) 所在地 足立区 西伊興1-3-9

（施設の目的および運営方針）

第2条 高橋 香（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、3人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 3人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 0人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者（4名）

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員（0名）

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員（0名）

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇（12月29日から1月3日まで） ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 高橋 香 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額（基本保育料）を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

長谷川 裕子 の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 長谷川 裕子
 (2) 所在地 足立区 西伊興 2-9-5

（施設の目的および運営方針）

第2条 長谷川 裕子（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、2人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 2人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 0人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (0名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (0名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (0名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、長谷川 裕子に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

泉 和代の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 泉 和代
 (2) 所在地 足立区 西伊興4-6-14 太田方

（施設の目的および運営方針）

第2条 泉 和代（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、5人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 3人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 2人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (4名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (1名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (2名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇 (12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 泉 和代 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額 (基本保育料) を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

奥泉 友紀の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 奥泉 友紀
 (2) 所在地 足立区 西伊興4-10-18

（施設の目的および運営方針）

第2条 奥泉 友紀（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、5人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 3人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 2人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者(4名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員(0名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員(0名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 奥泉 友紀 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

尾白 香織の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 尾白 香織
 (2) 所在地 足立区 西新井1-13-7

（施設の目的および運営方針）

第2条 尾白 香織（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、3人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 3人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 0人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者（1名）

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員（2名）

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員（0名）

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇（12月29日から1月3日まで） ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 尾白 香織 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額（基本保育料）を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

藤原 千春 の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 藤原 千春
 (2) 所在地 足立区 西新井3-1-5

（施設の目的および運営方針）

第2条 藤原 千春（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、3人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 3人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 0人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (3名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (1名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (0名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 藤原 千春 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

吉田 由紀子 の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 吉田 由紀子
 (2) 所在地 足立区 伊興本町 1-13-18 バニーガーデニア 1-B

（施設の目的および運営方針）

第2条 吉田 由紀子（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、3人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 3人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 0人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (0名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (2名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (2名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 吉田 由紀子 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

三井 美穂の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 三井 美穂
 (2) 所在地 足立区 西新井6-17-1

（施設の目的および運営方針）

第2条 三井 美穂（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、2人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 1人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 1人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者（1名）

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員（1名）

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員（0名）

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇（12月29日から1月3日まで） ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 三井 美穂 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額（基本保育料）を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

川人 清美の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 川人 清美
 (2) 所在地 足立区 江北7-9-18

（施設の目的および運営方針）

第2条 川人 清美（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、2人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 1人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 1人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (1名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (0名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (0名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 川人 清美 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

藤浪 七恵の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 藤浪 七恵
 (2) 所在地 足立区 鹿浜 3-30-4-101

（施設の目的および運営方針）

第2条 藤浪 七恵（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、5人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 4人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 1人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者(名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員(名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員(2名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 藤浪 七恵 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

船橋 志まの運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 船橋 志ま
 (2) 所在地 足立区 鹿浜 8-1-16

（施設の目的および運営方針）

第2条 船橋 志ま（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、3人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 3人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 0人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (2名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (0名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (0名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 船橋 志ま に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

森田 純子の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 森田 純子
 (2) 所在地 足立区 谷在家1-1-15-102

（施設の目的および運営方針）

第2条 森田 純子（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、5人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 3人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 2人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (3名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (2名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (2名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇 (12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分 分から午後 時 分 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 森田 純子 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額 (基本保育料) を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

篠崎 悦子 の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 篠崎 悦子
 (2) 所在地 足立区 皿沼 1-4-15

（施設の目的および運営方針）

第2条 篠崎 悦子（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、2人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 2人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 0人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) その他保育に係る行事等
(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 家庭的保育補助者 (0名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

- (3) 保育補助員 (0名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

- (4) 調理員 (0名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 篠崎 悦子 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

林 繁子の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 林 繁子
 (2) 所在地 足立区 皿沼3-7-10

（施設の目的および運営方針）

第2条 林 繁子（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、3人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 2人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 1人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (2名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (0名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (0名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 林 繁子 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

小川 奈津江 の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 小川 奈津江
 (2) 所在地 足立区 加賀 1-7-7

（施設の目的および運営方針）

第2条 小川 奈津江（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、4人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 3人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 1人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (1名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (2名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (0名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 小川 奈津江 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

平林 夕子の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 平林 夕子
 (2) 所在地 足立区 古千谷本町 1-5-18

（施設の目的および運営方針）

第2条 平林 夕子（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、3人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 1人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 2人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (2名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (2名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (0名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 平林 夕子 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

馬場 栄子の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 馬場 栄子
 (2) 所在地 足立区 古千谷本町1-13-22

（施設の目的および運営方針）

第2条 馬場 栄子（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、5人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 5人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 0人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (4名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (1名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (2名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分 分から午後 時 分 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 馬場 栄子 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

鴨下 優美の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 鴨下 優美
 (2) 所在地 足立区 古千谷本町 2-5-30-106

（施設の目的および運営方針）

第2条 鴨下 優美（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、5人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 4人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 1人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (5名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (0名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (3名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 鴨下 優美 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

荒井 美夏の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 荒井 美夏
 (2) 所在地 足立区 古千谷本町 3-5-15-103

（施設の目的および運営方針）

第2条 荒井 美夏（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、5人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 4人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 1人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (2名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (4名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (2名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 荒井 美夏 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

清水 るみ の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 清水 るみ
 (2) 所在地 足立区 古千谷本町3-9-8

（施設の目的および運営方針）

第2条 清水 るみ（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、3人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 2人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 1人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (2名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (1名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (0名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 清水 るみ に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

高桑 秀子の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 高桑 秀子
 (2) 所在地 足立区 舎人2-15-9

（施設の目的および運営方針）

第2条 高桑 秀子（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、5人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 4人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 1人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) その他保育に係る行事等
(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 家庭的保育補助者 (5名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

- (3) 保育補助員 (5名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

- (4) 調理員 (4名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 高桑 秀子 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

尹 明熙の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 尹 明熙
 (2) 所在地 足立区 舎人2-15-9

（施設の目的および運営方針）

第2条 尹 明熙（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、5人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 4人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 1人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (3名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (1名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (3名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 尹 明 熙 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

照井 稔子の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 照井 稔子
 (2) 所在地 足立区 舎人 2-18-22 第二コーポ田口 105

（施設の目的および運営方針）

第2条 照井 稔子（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、5人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 3人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 2人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (3名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (4名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (2名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇 (12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 照井 稔子 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額 (基本保育料) を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

小松 美保の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 小松 美保
 (2) 所在地 足立区 舎人5-3-14

（施設の目的および運営方針）

第2条 小松 美保（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、4人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 3人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 1人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者（4名）

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員（1名）

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員（4名）

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇（12月29日から1月3日まで） ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 小松 美保 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額（基本保育料）を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

九鬼 清美の運営についての
重要事項に関する規程（兼運営規程）

（家庭的保育者氏名等）

第1条 当家庭的保育事業の家庭的保育者氏名および所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭的保育者氏名 九鬼 清美
 (2) 所在地 足立区 舎人5-21-4

（施設の目的および運営方針）

第2条 九鬼 清美（以下「当施設」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、保育の提供にあたっては、入所する乳児および幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当施設は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当施設は、「足立区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第54号）」および「足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第55号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当施設の認可定員は、5人とする。

（利用定員）

第4条 当施設の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 5人
 (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 0人

（提供する保育等の内容）

第5条 当施設は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育家庭的保育事業（第9条に規定する時間において提供する保育をい

う。以下同じ。)

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) その他保育に係る行事等

(一時延長保育)

第6条 当施設の保育短時間認定を受けた利用乳幼児は、開所時間の範囲内で一時延長保育を利用することができる。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第7条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭的保育者

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。また、職員および業務の管理、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 家庭的保育補助者 (3名)

家庭的保育者を補佐し、協力して保育を行う。

(3) 保育補助員 (2名)

家庭的保育者または家庭的保育補助者を補佐し、協力して保育を行う。

(4) 調理員 (4名)

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、 月 曜日から 金 曜日までとする。

ただし、①日曜日及び国民の祝日 ②年末年始の休暇(12月29日から1月3日まで) ③天災その他正当な理由で保育を提供できない日を除く。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、月曜日から金曜日までについては午前 時 分から午後 時 分までとする。土曜日については午前 時 分から午後 時 分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当施設の地域型保育事業を利用した支給認定保護者は、 九鬼 清美 に対し、足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条に基づき区が定める利用者負担額(基本保育料)を支払うものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当施設は、地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により足立区が行うあっせんおよび要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当施設は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当施設の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および足立区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当施設は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画およびマニュアル（以下「計画等」という。）を作成することとする。

2 当施設は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当施設は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するものとする。

4 当施設は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 当施設は、保育を提供するうえで知り得た利用乳幼児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

(記録の整備)

第 17 条 当施設は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 足立区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月条例第 55 号）第 50 条において準用する第 19 条に規定する足立区への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録